

第44期 定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

会社の体制および方針
連結株主資本等変動計算書

連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査等委員会の監査報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

株式会社 JB イレブン

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

会社の体制および方針

(1) 業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

① 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1. 当社および子会社の取締役および使用人が法令・定款を遵守し、倫理観を持ち行動することができるよう倫理綱領ならびにコンプライアンス規程を定め、コンプライアンス体制の維持・向上を図る。

2. 内部統制および企業倫理の責任体制を明確化するため、当社の常勤取締役、常勤監査等委員、執行役員、全部室長および子会社の代表取締役で構成するコンプライアンス委員会を設置し、当委員会を通じて当社および子会社にわたるコンプライアンスの醸成に努めるとともに、リスクマネジメントを図る。

3. 当社は、監査等委員会を設置するとともに、複数の社外取締役を選任し、取締役の職務の執行について法令・定款に適合することを監視する。

4. 内部監査を定期的に実施し、法令・定款および当社ならびに子会社の規程に準拠し業務が適正に行われているか監査する。内部監査は、当社の代表取締役直属の内部監査室を設置し、専任体制により、当社および子会社を対象に計画的に実施し、監査結果は当社の代表取締役へ報告するとともに、子会社を含む被監査部署の改善事項の進捗状況も報告する。

5. コンプライアンス規程内に内部通報制度を制定し、当社および子会社の通報・相談を推進するための「内部通報窓口」を設置し、未然防止および事実の早期把握と牽制機能を確保する。

6. その他、顧問弁護士、会計監査人および外部専門家等の助言を参考に、コンプライアンス体制の確立に取り組む。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

1. 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、法令および文書管理規程に基づき、定められた期間保存する。

2. 取締役の職務の執行に必要な文章について、取締役（監査等委員である取締役含む。）から閲覧の要請があった場合には速やかに対応する。
- ③ 当社および子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1. 当社および子会社の事業活動上の重大な事態が発生した場合には、コンプライアンス規程、安全衛生規程、および衛生管理規程等に基づき、関係委員会の開催および対策本部の設置等により、迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制を取るものとする。
 2. 必要に応じ顧問弁護士等の外部専門家にアドバイスを受け、法的リスクの軽減に努める。
- ④ 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 当社の取締役会を毎月開催し、取締役会規程により定められた事項およびその付議事項は、すべて当社の取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行う。なお、取締役会には、取締役（監査等委員である取締役含む。）および執行役員を出席させ、付議事項について説明を求めるとともに、必要に応じて意見等を聴取する。また、子会社においても、必要に応じて子会社の取締役会を開催するものとする。
 2. 取締役会では定期的に各取締役および執行役員から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性および効率性の監督等を行う。
 3. 日常の職務執行については、職務権限規程および業務分掌規程等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を維持する。
 4. 経営環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、執行役員制度を導入するとともに、常勤の取締役（常勤監査等委員である取締役を含む。）、執行役員、全部室長および子会社の代表取締役が出席する「経営会議」を原則として月に1回程度開催し、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から確認、報告することにより意思決定の迅速化を図る。

- ⑤ 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 当社および子会社のそれぞれが自立的に業務の適正を確保するための体制を整備することを基本とし、そのうえで当社および子会社から成る企業集団共通の規程に基づき適切な管理を行う。
 2. 子会社の代表取締役は、各子会社での取締役会における報告事項および決議事項等の状況の他、子会社における重要事項および個別経営課題等について、当社の経営会議において適宜報告をする。
 3. 当社の取締役あるいは執行役員を子会社担当として委任し、または子会社の取締役を兼務し、子会社の運営を監視・監督する。また、当社の監査等委員は、適宜子会社の監督を行い、子会社の業務の適正を確保する体制を整備する。
 4. 子会社は、当社の内部監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役に報告を行う。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における事項ならびに当該取締役および使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項
1. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて監査等委員の職務を補助する取締役および使用人として適切な人材を配置することができる。
 2. 監査等委員の職務を補助すべき取締役および使用人に関する評価、その異動、選任については、監査等委員会の同意を要する。
 3. 監査等委員を補助すべき取締役および使用人に対する指揮命令権限は、監査等委員または監査等委員会に帰属するものとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令は受けないものとする。
- ⑦ 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制および当該報告した者が報告したことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
1. 監査等委員会は、取締役会およびその他の重要な会議に参画し、報告を求めることができる。また、監査等委員会が必要と判断する会議の議事録について、閲覧することができる。
 2. 当社および子会社の取締役および使用人は、当社および子会社に重大な法令・定款違反および会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知った場合は、速やかにその事実を監査等委員会に報告する。

3. 監査等委員会は、その職務執行上必要と判断した事項について、当社および子会社の取締役および使用人に報告を求めることができる。
4. 当社および子会社は、監査等委員会へ報告を行った当社および子会社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査等委員会は、代表取締役と定期的または必要に応じて面談し、経営方針、その他必要事項および監査上の重要な課題等について意見交換する。
2. 監査等委員会は、会計監査人および内部監査室との連携を図るため、隨時会合を持つ。
3. 監査等委員会は、必要に応じて顧問弁護士等の意見と助言を求めることができる。
4. 当社は、監査等委員から所要の費用の請求を受けた時は、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価・報告する体制を整備する。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社および子会社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「倫理綱領」に定め、基本方針とする。また、必要に応じて警察や顧問弁護士などの外部の専門機関とも連携を取る。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当社および子会社における業務の適正を確保する体制の主な運用状況の概要是以下のとおりです。

① 内部統制システム基本方針の改定内容の周知

当社は、2021年6月28日の当社取締役会の決議により内部統制システム基本方針の内容を一部改定しました。当該変更の後にその趣旨、内容につきまして当社および子会社に説明を行い、当該内部統制システム基本方針

の周知を図り、対応を指示しました。

② コンプライアンスについて

企業倫理、コンプライアンスの一層の強化を図るため、「コンプライアンス委員会」を設置し、通常3か月に1回、代表取締役社長を委員長として当該委員会を開催しています。また、通常の報告ルートとは異なる内部通報制度を整備し、通報者の保護を図るとともに、不正行為の早期発見と是正に努めています。

③ 監査等委員の職務の執行について

当社の監査等委員は、監査等委員会を月1回定期的に開催し、情報交換を行い、取締役会やその他重要な会議に出席し、また内部監査室および会計監査人と連携して業務監査を実施しました。

④ 内部監査の実施について

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施しました。

当社は、業務の適正を確保するための体制については、定期的な見直しによって改善を図り、より効果的な体制構築に努めています。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,079,699	86,077	143,115	△430	1,308,461
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行	374,287	374,287			748,575
資本金から剰余金への振替	△1,423,986	1,423,986			—
剰 余 金 の 配 当			△20,425		△20,425
親会社株主に帰属する当期純利益			57,687		57,687
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	△1,049,699	1,798,274	37,261	—	785,836
当連結会計年度末残高	30,000	1,884,352	180,377	△430	2,094,298

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新 株 予 约 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 働 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		
当連結会計年度期首残高	26,993	26,993	12,032	1,347,487
当連結会計年度変動額				
新 株 の 発 行				748,575
資本金から剰余金への振替				—
剰 余 金 の 配 当				△20,425
親会社株主に帰属する当期純利益				57,687
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△6,541	△6,541	△10,687	△17,229
当連結会計年度変動額合計	△6,541	△6,541	△10,687	768,607
当連結会計年度末残高	20,451	20,451	1,345	2,116,095

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しています。

連結子会社の数 4 社

連結子会社の名称 J B レストラン株式会社

桶狭間フーズ株式会社

株式会社ハートフルワーク

J B シンフォニー株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
以外のもの

② 棚卸資産

店舗食材 最終仕入原価法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
原材料 最終仕入原価法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
仕込み 最終仕入原価法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
貯蔵品 最終仕入原価法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

建物、構築物

定額法によっています。

ただし、1998年3月31日以前に取得した建物（附属設備を除く）ならびに2016年3月31日以前に取得した建物附属設備および構築物については定率法によっています。

機械及び装置

定額法によっています。

建物、構築物、機械及び装置以外

定率法によっています。

		主な耐用年数
	建物	15年～31年
	工具、器具及び備品	6年～10年
② 無形固定資産 (リース資産を除く)		定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。
③ リース資産		リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。
④ 長期前払費用		効果のおよぶ期間にわたり、均等償却しています。
⑤ 賃貸不動産		建物（附属設備は除く） 定額法によっています。
建物以外		定率法によっています。
主な耐用年数		
	建物	15年～31年
(3) 重要な引当金の計上基準		
① 貸倒引当金		債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
② 賞与引当金		従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。
(4) 収益および費用の計上基準		
① 直営店売上高		直営店売上高は、当社グループの直営店舗に来店する顧客からの注文に基づくサービスを提供することによる収益です。当該サービスの提供による収益は、顧客へ料理を提供し、対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しています。各月の収益として計上された金額は、利用者による選択された決済手段に従って、クレジット会社等が別途定める支払条件により履行義務充足後、短期のうちに支払を受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれていません。
② F C向け売上高		F C向け売上高は、当社におけるF C店に対する食材等の販売による収益等です。
		食材等の販売による収益については、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しています。約束された食材等の販売に関する取引の対価は、商品の引き渡しから概ね2か月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれていません。
(5) 退職給付に係る負債の計上基準		
		退職給付に係る負債および退職給付費用の計算は、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(6) のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、6年間の均等償却を行っています。

会計上の見積りに関する注記

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失として計上しています。

減損損失の認識および測定にあたり、その時点における合理的な情報等を基に将来キャッシュ・フローを見積っていますが、事業計画や経営環境の悪化等により、見積りの前提とした条件や仮定に変動が生じ回収可能価額が減少した場合、固定資産の減損処理が必要になり、翌連結会計年度の連結計算書類において、固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

有形固定資産	2,288,884千円
無形固定資産	18,087千円
減損損失	65,330千円

未適用の会計基準等に関する注記

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の单一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する单一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定期日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中です。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	54,653千円
土地	206,073千円
投資有価証券	102,000千円
計	362,726千円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	116,670千円
長期借入金	263,366千円
計	380,036千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

3,166,626千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類および総数

普通株式	9,450,500株
------	------------

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	20,425千円	2.5円	2024年3月31日	2024年6月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	23,594千円	2.5円	2025年3月31日	2025年6月3日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数

普通株式	11,600株
------	---------

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しており、資金調達については短期長期の銀行借入による調達をしています。なお、デリバティブ取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である預入金は、取引先企業とのテナント契約に基づく売上金の預入れであり、また債権回収についても、契約に基づく回収日に債権管理を行っています。

なお、回収遅延時は、各担当執行役員へ報告され、早期回収の取組が行われます。取引先の信用状況については、情報媒体の利用により常に財務状況を掌握し、回収懸念の早期把握に努めています。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式への出資であり、市場価格の変動リスクに晒ますが、経理部にて定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しています。差入保証金は、取引先との店舗賃貸借契約に基づく保証金であり、取引先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに随時、営業部による情報収集に努めています。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが1か月以内の支払期日でありリスクは低いと判断しています。借入金のうち、短期借入金は運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。

借入金の一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されていますが、月次に資金繰り計画の作成・更新をする管理をしており、四半期ごとに取締役会に報告されています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31における連結貸借対照表計上額、時価および差額については、次のとおりです。なお、現金は注記を省略しており、預金、預入金、売掛金、買掛金および未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	136,206	136,206	—
差入保証金	584,833	574,076	△10,757
リース債務	1,207	1,201	△5
長期借入金 (1年内返済予定の 長期借入金含む)	1,857,595	1,861,342	3,747

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	136,206	—	—	136,206

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	574,076	—	574,076
リース債務	—	1,201	—	1,201
長期借入金 (1年内返済予定の長 期借入金含む)	—	1,861,342	—	1,861,342

(注1) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

差入保証金

店舗の差入保証金は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値等により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

借入金およびリース債務

契約毎に分類した借入金およびリース債務の元利金を同様の契約において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

(注2) 長期借入金およびリース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	422,051	434,420	401,429	289,959	211,168	98,568
リース債務	1,207	—	—	—	—	—
合計	423,258	434,420	401,429	289,959	211,168	98,568

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しています。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

直営店売上高	7,429,476
F C向け売上高	390,530
その他	149,218
顧客との契約から生じる収益	7,969,224
その他の収益	—
外部顧客への売上高	7,969,224

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計方針に関する事項(4) 収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産および契約負債の残高等

当社グループの契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しています。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	224円07銭
2. 1株当たり当期純利益	6円53銭

重要な後発事象に関する注記

取得による企業結合

当社は、2025年3月19日開催の取締役会において、以下のとおり、株式会社55style（以下、「対象会社」という。）の全株式を取得し、子会社とすることについて決議しました。
また、4月1日付で全株式を取得し、子会社化しました。

1. 企業結合の概要

（1）被取得企業の名称およびその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社55style
事業の内容 飲食事業

（2）企業結合を行った主な理由

飲食事業の規模の拡大と間接業務の一体的運営による効率化を図り、飲食事業の競争力を高めるため

（3）企業結合日

2025年4月1日

（4）企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

（5）結合後企業の名称

変更はありません。

（6）取得した議決権比率

100%

（7）取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

2. 被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	450百万円
取得原価		450百万円

3. 主要な取得関連費用の内容および金額

法務・財務デューデリジェンスに対する報酬等 2百万円

4. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

現時点では確定していません。

5. 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

現時点では確定していません。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他の 資本 剰余金	資本剰余金合 計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金合 計
当 期 首 残 高	1,079,699	86,077	—	86,077	—	95,574	95,574
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	374,287	374,287		374,287			
資本金から剰余金 への振替	△1,423,986		1,423,986	1,423,986			
剰余金の配当					2,042	△22,468	△20,425
当 期 純 利 益						76,278	76,278
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)							
当 期 変 動 額 合 計	△1,049,699	374,287	1,423,986	1,798,274	2,042	53,809	55,852
当 期 末 残 高	30,000	460,365	1,423,986	1,884,352	2,042	149,383	151,426

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等 その他有価証券評価 差 額 金	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計			
当 期 首 残 高	△430	1,260,920	26,182	12,032	1,299,136
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行		748,575			748,575
資本金から剰余 金への振替		—			—
剰余金の配当		△20,425			△20,425
当 期 純 利 益		76,278			76,278
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)			△6,679	△10,687	△17,366
当 期 変 動 額 合 計	—	804,427	△6,679	△10,687	787,060
当 期 末 残 高	△430	2,065,347	19,503	1,345	2,086,196

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 重要な資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

① 関係会社株式	移動平均法による原価法
② その他有価証券 市場価格のない株式等以外 のもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) 棚卸資産

貯蔵品	最終仕入原価法による原価法
-----	---------------

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

建物、構築物

定額法によっています。

ただし、1998年3月31日以前に取得した建物（附属設備を除く）ならびに2016年3月31日以前に取得した建物附属設備および構築物については定率法によっています。

機械及び装置

定額法によっています。

建物、構築物、機械及び装置以外

定率法によっています。

主な耐用年数

建物 15年～31年

工具、器具及び備品 6年～10年

(2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法によっています。なお、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

(4) 長期前払費用

効果のおよぶ期間にわたり、均等償却しています。

(5) 賃貸不動産

建物（附属設備は除く）

定額法によっています。

建物以外

定率法によっています。

主な耐用年数

建物 15年～31年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しています。

(4) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案し、その損失負担見込額を計上しています。

4. 収益および費用の計上基準

当社の収益は、連結子会社からの経営指導料収入等になります。経営指導料収入等における履行義務内容は、連結子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することであり、これらの約束したサービス又は商品の支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務が充足された時点で収益を認識しています。

会計上の見積りに関する注記

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失として計上しています。

減損損失の認識および測定にあたり、その時点における合理的な情報等を基に将来キャッシュ・フローを見積っていますが、事業計画や経営環境の悪化等により、見積りの前提とした条件や仮定に変動が生じ回収可能価額が減少した場合、固定資産の減損処理が必要になり、翌事業年度の計算書類において、固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

有形固定資産	2,171,599千円
無形固定資産	18,087千円
減損損失	65,330千円

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	367,965千円
短期金銭債務	303,469千円

2. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	54,653千円
土地	206,073千円
投資有価証券	102,000千円
計	362,726千円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	116,670千円
長期借入金	263,366千円
計	380,036千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額

2,992,253千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	1,526,407千円
営業取引以外の取引高	35,612千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類および数

普通株式	12,650株
------	---------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	(単位：千円)
(繰延税金資産)	
賞与引当金	1,764
貸倒引当金	195
退職給付引当金	15,080
減損損失	101,186
資産除去債務	69,484
関係会社株式評価損	24,538
関係会社事業損失引当金	31,185
税務上の繰越欠損金	97,065
その他	10,050
小計	<u>350,550</u>
評価性引当額	<u>△321,097</u>
繰延税金資産合計	<u>29,453</u>
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△8,968
資産除去債務（資産）	△8,692
繰延税金負債合計	<u>△17,661</u>
繰延税金資産(負債)の純額	<u>11,791</u>

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、厨房機器の一部については、所有権移転外ファイナンスリース契約により使用しています。

関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(千円)	関連当事者との関係	議決権等の所有(被所有)割合(%)	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	JB レストラン 株式会社	8,000	飲食店の運営業務	所有(直接) 100.0	経営指導料等 (注) 1	386,453	未払金	303,469
					地代収入 (注) 2	4,440		
					賃貸収入 (注) 2	883,107		
					債権回収代行等	4,005,778		
	桶狭間 フーズ 株式会社	24,000	飲食店の仕入代金決済	所有(直接) 100.0	経営指導料等 (注) 1	139,027	未収入金	123,123
					地代収入 (注) 2	11,139		
					賃貸収入 (注) 2	18,741		
					支払代行等	223,732		
	株式会社 ハートフル ワーク	8,000	飲食店の運営業務 資金の貸付け	所有(直接) 100.0	経営指導料等 (注) 1	44,505	未収入金	244,221
					貸付金の回収	24,300	関係会社 短期貸付金	24,300
					貸付金利息 (注) 3	612	関係会社 長期貸付金	32,900
					支払代行等	281,940		
	JBシングフォ ニー株式会 社	8,000	FC店舗の運営業務	所有(直接) 100.0	経営指導料等 (注) 1	13,644	未収入金 (注) 4	620
					賃貸収入 (注) 2	25,349		
					支払代行等	402,462		

- (注) 1. 経営指導料は、各関連当事者の業績を勘査しながら交渉の上決定しています。
2. 地代収入および賃貸収入については、近隣の地代・取引実勢を参考にして両社協議により決定しています。
3. 資金の貸付の貸付金利については、当社の借入先銀行の市場調達レートを参考に決定しています。
4. 未収入金に対し、620千円の貸倒引当金を計上しています。当該子会社の債務超過額に対し、46,150千円の関係会社事業損失引当金を計上しています。
5. JB レストラン株式会社の債務超過額に対し、52,852千円の関係会社事業損失引当金を計上しています。

収益認識に関する注記

「収益を理解するための基礎となる情報」は重要な会計方針に係る事項に関する注記「4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	220円90銭
2. 1株当たり当期純利益	8円64銭

重要な後発事象に関する注記

取得による企業結合

当社は、2025年3月19日開催の取締役会において、株式会社55styleの全株式を取得し、子会社とすることについて決議しました。

なお、詳細につきましては、「連結注記表 重要な後発事象に関する注記 取得による企業結合」に記載しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

株式会社JBイレブン

取締役会 御中

桜橋監査法人
大阪府大阪市

指 定 社 員 公認会計士 川 崎 健 一
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 植 野 友 敦
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社JBイレブンの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社JBイレブン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的の懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

株式会社JBイレブン

取締役会 御中

桜橋監査法人
大阪府大阪市

指 定 社 員 公認会計士 川 崎 健 一
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 植 野 友 敦
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社JBイレブンの2024年4月1日から2025年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31までの第44期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、取締役会等の会議に出席し、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、重要な書類を閲覧し、経営管理状況を把握しました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

株式会社 J B イレブン 監査等委員会

常勤監査等委員 田 島 清 司 印

監査等委員 木 村 元 泰 印

監査等委員 小 泉 有美子 印

(注) 監査等委員木村元泰および小泉有美子は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役です。

以上